

公 示 送 達 書

宮古島市告示第108号

送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるので、地方税法第20条の2及び宮古島市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、送達する書類は宮古島市役所総務部納税課に保管してありますので、受領してください。

令和 8 年 8 月 17 日

宮古島市長 嘉数



公示期間 令和8年8月17日～令和8年8月23日

番号	送達を受けるべき者	番号	送達を受けるべき者
1	積 徹兵	11	友利 隆男
2	瀬戸 悠太	12	根間 篤志
3	KHIN MAY THAT	13	与那覇 清志
4	丹山 豪志郎	14	OJEDA ANDRADE MIGUEL ANGEL
5	丹山 豪志郎	15	FAN ZIH HONG
6	丹山 豪志郎	16	友利 杏夏
7	玉元 翔一郎	17	株式会社2020
8	池永 心	18	株式会社2020
9	友利 隆男	19	
10	友利 隆男	20	

備考

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。